

会議の名称	令和4年度第2回さいたま市動物愛護推進協議会
会議の開催日時	令和5年3月8日(水) 14時～16時
会議の開催場所	さいたま市動物愛護ふれあいセンター
出席者名及び欠席者名 ※敬称略	<p>【出席委員7名】(五十音順)</p> <p>今泉 友子／岡井 早苗／川上 顕／田中 喜久男／西村 亮平／ 松本 和也／望月 素子</p> <p>【欠席委員1名】</p> <p>松山 秀博</p> <p>【さいたま市動物愛護ふれあいセンター2名】</p> <p>所長 小林 昌彦／主査 上野 千織</p> <p>【事務局(生活衛生課)1名】</p> <p>課長補佐 岩永 貴浩</p>
議題及び公開又は非公開の別	<p>議題1 動物愛護推進員の推薦について(非公開)</p> <p>議題2 さいたま市の動物に係る課題について(公開)</p> <p>議題3 動物愛護推進員とセンターの連携推進について(公開)</p> <p>議題4 その他(公開)</p>
傍聴者の数	0名
会議の内容	下記のとおり。

記

開会	事務局 (岩永)	<p>さいたま市動物愛護推進協議会事務局を務めます、生活衛生課の岩永と申します。本日はお集まりいただきありがとうございました。第1回協議会でご説明した通り、この協議会は動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、市が設置する協議会です。会議は公開で行われます。本日の傍聴者は現在のところいらっしゃいません。本協議会の議事録はホームページ等で公開されます。ご発言にあたっては、個人情報や、特定団体の不利益情報にご留意ください。事務局から本日の議事の確認をいたします。お手元に次第1部、資料1部をお配りしています(議題読み上げ)。規定に基づき本協議会は会長が進行いたします。それでは今泉会長、お願いします。</p>
	今泉会長	<p>はい。皆様よろしく申し上げます。これより令和4年度第2回さいたま市動物愛護推進協議会を開催します。</p> <p>この協議会では、動物愛護に関わるボランティアである動物愛護推進員のあり方や、その支援を話し合います。その他、さいたま市の動物愛護管理行政についても意見を交換します。この協議会で話し合った内容は、さいたま市の動物愛護管理行政に役立てていただきます。</p> <p>それでは早速ですが議事に移ります。</p>
議題1	事務局より、さいたま市動物愛護推進協議会の委員であり、現在、埼玉県知事が委嘱す	

<p>動物愛護推進員の推薦について（非公開）</p>	<p>る彩の国動物愛護推進員でもある望月 素子様が、動物愛護ふれあいセンター所長からさいたま市の動物愛護推進員に推薦されたことを報告。出席委員全員一致で推薦に賛同</p>	
<p>議題2 さいたま市の動物に係る課題について</p>	<p>今泉会長</p>	<p>議題2に移ります。さいたま市の動物に係る課題についてです。 前回の協議会でも話し合われましたが、動物の課題を考えることは、本協議会の目的である推進員活動を考える上で非常に重要ですので、このことについて協議したいと思います。 では、事務局から資料の説明をお願いします。</p>
	<p>事務局 (岩永)</p>	<p>はい。お配りした資料は事務局でインターネットの新聞社のサイトに掲載されていた多頭飼育崩壊や動物虐待に関するニュースをピックアップして概要をまとめたものです。 さいたま市で起こった事件として、今年2月に桜区や南区で次々と猫の死体の一部が発見された事件がありました。その後3月、戸田市の中学校にさいたま市在住の男子高校生が押し入り、教員を切り付け逮捕されましたが、この男子高校生が一連の猫の事件への関与をほのめかす供述をしているということです。実際に猫の殺傷に関与したかはまだ明らかになっていません。 その他に掲載した事案は、ほとんどが多頭飼育崩壊の事案です。前述の猫の殺傷事件のような事件は、ある種特殊な事情や状況下にある人が起こす事例が多いのに対し、多頭飼育崩壊は一見普通のお宅で次第に動物が増え、崩壊に至って初めて通報される事例が多いのが特徴です。多頭飼育崩壊はブリーダーの事件が報道で取り上げられることが多いのですが、実際にはほとんどが一般家庭で起こっており、動物種で言うと犬よりも圧倒的に猫が多いと言われており、我々の現場経験とも一致します。 資料一番上の事案は、新潟市で野良猫に餌を与えていたお宅に市の職員が状況確認のために訪問したところ、家主の男に暴行を受けたという事案です。この事案では飼い猫ではなく、野良猫に餌を与えて頭数が非常に増えた状況になっていたようです。野良猫ですので厳密には「飼育」には当たりませんが、不妊去勢手術を伴わない餌やりなど、人の作為によって動物の数が異常に増え、動物の状況や生活環境が悪化している場合は、多頭飼育崩壊の一種と考えて良いと思います。</p>
	<p>今泉会長</p>	<p>ありがとうございます。動物の殺傷などの虐待と多頭飼育崩壊。どちらも非常に根深く、そして発見しづらい問題と言えます。多頭飼育崩壊に関しては、動物を多く飼うこと自体は悪いことではありませんが、どうしても管理不能になりやすく、崩壊しやすい状況が散見されるということだと思います。今回挙げいただいた事例では、当然さいたま市で起きた猫の殺傷事件が注目を集め</p>

	<p>ました。ただ、先ほど事務局からもありましたように、動物の殺傷は特殊な面もありますので、今回は多頭飼育崩壊を中心に議論を進めたいと思います。</p> <p>はじめに、多頭飼育崩壊についてご経験のある委員がいらっしゃれば、お話を伺いたいと思います。岡井副会長いかがでしょうか。</p>
岡井副会長	<p>私も多頭飼育崩壊の現場を経験したことがあります。その事例は地域の区長さん（※地域の代表者）からの相談でした。ある家の犬が家の外に出て徘徊しているという苦情が区長さんの所に来て、区長さんから動物愛護推進員である私に相談があったのが発端でした。相談のあったお宅を訪問したところ、広い敷地に23頭の犬が飼われていて、リードにつながれている子もいましたが、放し飼いの子もいました。そのお宅には男性一人が住んでいたのですが、その時点では犬を残して、別の所に住み、餌だけを与えに来ている状態でした。家の中もボロボロ、ドロドロになっていて、そこにも犬がいました。環境は劣悪でしたが、飼い主本人は餌を与えているので世話をしているという認識でした。</p> <p>私たちは、その犬たちの処遇が決まるまでの間、犬をリードにつなぎ、掃除、給餌といったお世話を複数の推進員でやりました。結果的にその現場は、保健所と動物保護団体が入ってくださり、保健所の方と動物保護団体の代表の方が飼い主を説得して、動物保護団体が犬を全頭引き取ることができました。</p>
今泉会長	<p>ありがとうございます。この問題は地域の方が最初に気付かれる事が多いと思います。田中委員に伺いたいのですが、例えば民生委員の方から多頭飼育崩壊の相談が自治会にあたり、高齢者の方から犬猫を飼いきれなくなったという相談があったりというご経験はありますか。</p>
田中委員	<p>多頭飼育崩壊は、実際に家の中に入ってみないと分からない面がありますが、私どもの地域では最近はそのような話はなかったと記憶しています。</p>
今泉会長	<p>ありがとうございます。川上委員は動物病院で多頭飼育崩壊に関わるようなことはありますか。</p>
川上委員	<p>私自身はそうした経験はありません。ただ、こうした事例を見るたびに思うのですが、海外では動物の飼い方について取締り権限を持つ警察的な組織がある国もあります。色々難しいのかもしれませんが、日本でもそういった組織を持つ動きがあれば、と思います。</p>
今泉会長	<p>ありがとうございます。多頭飼育崩壊も含め、動物虐待には一般市民が介入することは難しいので、川上委員がおっしゃるように公的機関が介入しやすくなる仕組みが重要だと思います。今の時点では動物愛護ふれあいセンターさんが多頭飼育崩壊に対応されていますが、やはり情報が無ければ対応は難しいでしょう。多頭飼育崩壊に陥る方でも、最初は1,2頭の犬猫から始まり、不妊去勢手術をしていなかったために頭数が増えてしまった場合が多いと思います。そうした飼い主の背景には、何らかの切羽詰まった事情・・・単純に意識の問題の場合もあると思いますが、手術費を出せない貧困、高齢による認知機能の</p>

	<p>低下、何らかの精神的な疾患、そうした社会的な問題の側面が、多頭飼育崩壊にはあると思います。この点についていかがでしょうか。</p>
岡井副会長	<p>ある市役所から生活保護の方について相談を受けたことがあります。生活保護の方が賃貸住宅にお住まいで、ペット不可にも関わらず猫を飼っていて、増えてしまったがどのように対応したらよいかという相談でした。その時には、こうした問題は福祉部門と連携して対応しなければ解決しない。単に動物愛護団体や推進員が猫を引き出せば解決する、そういう単純な問題ではないということをご説明させていただきました。</p>
今泉会長	<p>本当にそうですね。委員の皆様のご経験、ご意見をお聞きして、こうした問題は、動物愛護側からのアプローチだけでは解決が難しいものだと感じました。先ほど川上委員がおっしゃったような強力な権限を持った組織があればいいですが、現行法ではそうした組織はない。すると、やはり問題が大きくなる前に、なるべく早く察知することが重要になります。そのためには、まず普及啓発が非常に重要で、そのために推進員さんと動物愛護ふれあいセンターさん含め行政の方との連携をどのように深めていくのかということが一つの目標かと思えます。</p> <p>もう一つは、この問題では社会福祉部局の関与が絶対に必要になると思います。地域であれば民生委員やケアマネジャーの方。行政であれば社会福祉士の方。こうした方は、飼い主さんとの接点が多く、飼育の状況を把握しやすい立場にあるので、こうした方から多頭飼育崩壊に至る前に情報が入るのが一番いいのではないかと思います。今後、多頭飼育崩壊の問題に対応するには、推進員さんと動物愛護部局はもちろんですが、動物愛護部局と社会福祉部局との連携が重要になってくると思いますので、この点について、本協議会で提言という形でまとめたいと考えております。</p> <p>【各委員：異議なし。】</p> <p>今、多頭飼育崩壊問題については、環境省も非常に問題視しており「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」を策定しています。このガイドラインの中で、社会福祉部局と動物愛護部局の連携のモデルケースも紹介されていますが、多くは中核市の規模が多いようです。一方、本市のような政令指定都市は規模が大きいので、その分、連携も難しい。ただ、多頭飼育崩壊は起こってからでは対応が困難になるので、社会福祉部局と動物愛護部局で窓口を作って情報交換をする簡単なネットワークがつくられているだけでも、いざという時に機能すると思いますので、そうしたことを提言したいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>【各委員：異議なし。】</p> <p>西村委員、補足していただけることはありますでしょうか。</p>
西村委員	<p>行政間の連携は非常に大事です。ただ、タテ割り社会の弊害もあり、なかなか難しい面はあると思います。</p>

	<p>また、多頭飼育の問題では、例えば、飼い主本人が飼育を楽しんでいるケースもあり、そうした方から動物を引き取るのは現行法では非常に困難で、今後大きな課題となると思います。</p> <p>それから、やはり多頭飼育崩壊の問題と、動物殺傷など虐待の問題は切り離して考える必要があると思います。今、動物への加害と、殺人など人への加害の関連性が非常に注目され、大きな話題となっていますが、動物の殺傷や人への加害は、ある種特殊で、その人の精神的な部分もかなり影響していると考えられます。この2つの問題は方向性がかなり違うと思われるので、分けて議論した方が良いと思います。</p> <p>もう一つ。多分、自治体によっては何頭以上から多頭飼育というような定義をしている所もあるのではないかと思います。定義がない、あいまいな状態で多頭飼育問題に対応することは難しいので、そうした基準作りも必要となるかと思っています。</p>
<p>今泉会長</p>	<p>ご指摘のとおり、動物の殺傷と多頭飼育崩壊は性質が異なる部分が大きく、個別に議論すべき事象かと思っています。その中で、今回は多頭飼育崩壊に焦点を当てて議論をさせていただきました。動物の殺傷についても、別の機会に課題を整理して協議できればと考えます。</p> <p>西村委員からご指摘のありました多頭飼育の定義、基準作りについて、動物愛護ふれあいセンターさんいかがでしょうか。</p>
<p>動物愛護 ふれあい センター ・上野 主査</p>	<p>動物愛護ふれあいセンターの上野です。本市では何頭から多頭飼育という定義ではありませんが、犬猫合わせて10頭以上を飼養する場合は、条例により「多数の動物の飼養届出書」の提出が必要です。</p> <p>また、私どもも多頭飼育「崩壊」を判断するための基準は必要と考えています。理由として、現行法では終生飼養の概念の下、動物を飼育できなくなった場合は飼い主自身が譲渡先を探すことが原則です。しかし、多頭飼育崩壊の場合は、飼い主自身の力では譲渡が非常に困難な状態に陥っているため、行政や団体の介入が必要になります。こうした通常と異なる対応をどのラインで行うかの判断基をする必要が出てきます。これを要綱やマニュアルで明文化することも検討する必要がありますが、令和元年法改正で行政体制が整理され、中核市以上の自治体は動物愛護管理センターを設置し、動物愛護管理担当職員という獣医師を想定した専門職を配置することとされました。この動物愛護管理担当職員は、本市では従来から「動物愛護指導員」という名称で獣医師が配置されています。多頭飼育崩壊の基準を明文化せずとも、動物愛護指導員である市職員の獣医師が、動物愛護管理センターの動物の適正飼養に係る仕事として、多頭飼育崩壊に至っているかどうかを事例ごとに判断する、ということによいかと考えています。</p> <p>また、福祉部局との連携ですが、基本的に動物愛護行政を行う獣医師、福祉部署の職員が、時間に余裕がないこともあります。そもそも連携をしようと</p>

		<p>いう発想がない、ということがあります。私自身は前職場である生活衛生課で福祉部門にいた職員と働いたり、浦和斎場を利用する生活保護受給者の火葬料減免処理の関係で福祉課のケースワーカーと話したりしたことがあるため、福祉部局の業務内容もある程度把握していますが、他の獣医師は、食肉衛生検査所だと畜検査を行ったり、保健所で食中毒の調査を行ったりすることがほとんどなので、福祉部局との関りはあまりありません。ちょうど今、体に障害があって認知症の疑いもあるご老人が多頭飼育崩壊の状態になっており、猫の不妊去勢手術の対応をしているのですが、生活衛生課時代の先輩に相談して、区役所の高齢介護課から委託を受けているシニアサポートセンターの方に対応をお願いしました。また、別の事例では、生活保護受給者の方がペット不可の賃貸住宅で猫を飼っていて転居せざるを得なくなりましたが、福祉課のケースワーカーは「手放してください」と言うだけで、それ以上のサポートがなく、その猫を今後どうするのか、という発想がないということもありました。福祉課のケースワーカーは、昔の保健所のように簡単に引き取って処分してもらえるのだという認識であったのかもしれない。</p> <p>今後は、私だけでなく、一緒に働いている他の獣医師たちにも同様に福祉部局と連携するよう方法を広めていき、縦割りをなんとかしていきたいと考えています。</p>
	今泉会長	ありがとうございます。西村委員いかがでしょうか。
	西村委員	<p>自治体の現場の方は、本当に大変なお仕事だといつも思っています。</p> <p>職員さん個人の努力でできていても、組織としてできているかという点必ずしもそうではない。どうしても個人の努力に頼る傾向が出てくる。</p> <p>先ほど会長がおっしゃいましたが、こうした協議会から提言を出すというのも一つの方法だと思います。</p>
	今泉会長	<p>いま西村委員にまとめていただいた通りだと思います。現状では、個人の努力でネットワークを作っていたいただいている。それを組織として、制度として何らかの形につなげていただければと思います。また、これも西村委員からご指摘がありましたが、多頭飼育崩壊の判断はケースバイケースにならざるを得ないものの、これは崩壊なのか、そうでないのかを判断する上での何らかの線引きのようなものは、現場の職員さんの役に立つでしょうし、警察相談の際にも役に立つものだと考えますので、ぜひ検討していただければと思います。</p> <p>以上、提言内容としては3つになるかと思えます。「動物愛護推進員との連携による多頭飼育問題の普及啓発の推進」「福祉部局と動物愛護管理部局の連携」「多頭飼育崩壊を判断する基準の検討」この3つを提言としてまとめたいと思えます。</p> <p>【各委員：異議なし。】</p>
議題3 動物愛護	今泉会長	<p>議題3、動物愛護推進員と動物愛護ふれあいセンターの連携に進みます。</p> <p>多頭飼育問題についての啓発も含まれますが、今後、動物愛護推進員と動物</p>

<p>推進員とセンターの連携推進について（公開）</p>		<p>愛護ふれあいセンターがさらに密に連携するために、何が必要かを話し合いたいと思います。前回の協議会で、センターから推進員への支援が説明されました。「ボランティア保険の加入と費用負担」「推進員イベントの後援」「推進員イベントの広報支援」以上3つを現在センターからの具体的な支援として挙げていただきました。</p> <p>一方、推進員さん同士の横のつながりについては、制度としては無いものの、岡井副会長から、彩の国動物愛護推進員同士の自主的な SNS ネットワークが非常によく機能している例が紹介されました。</p> <p>そのような中で、本協議会の委員の中にも、県と市の推進員さんがいらっしゃいますので、センターさんへの要望があればお伺いしたいと思います。まず、岡井副会長いかがでしょうか。</p>
	<p>岡井副会長</p>	<p>はい。推進員への支援は、埼玉県もさいたま市と同様の支援制度があり、今、その支援を十分に活用して活動しています。</p> <p>ですから更なる要望というものは思いつかないのですが、イベントも含め活動経費は全て推進員の自費でやっているのです、その点は皆さん正直苦勞しています。ただ、それを行政に求めるのは心苦しいので、今の時点で私からの要望はありません。</p>
	<p>今泉会長</p>	<p>ありがとうございます。望月委員いかがでしょうか。</p>
	<p>望月委員</p>	<p>やはり経費の問題は私たちも抱えています。私たちは、センターの場所を借りてイベントを開催することもあります、会場費の問題、それから子供さんが対象ですので万一の怪我に備えて傷害保険料、その他にも参加した子供さんに渡す賞状など細かい出費、それらが積み重なると、費用の負担は重くなりがちです。</p> <p>さらに一番の問題は広報です。いろいろとイベントの準備をしても、参加者が少ないと残念です。以前「いこーよ」という子供のお出かけ情報サイトのセンターさんのページでイベントの広報をしていただいた時は、子供さん対象イベントということもあり、途中で受付を停止せざるを得ないほどの応募があり、大変助かりました。</p> <p>推進員個人の発信力は限られてしまいますので、広報で支援をいただけるのは非常に助かります。</p>
	<p>今泉会長</p>	<p>ありがとうございます。松本委員いかがでしょうか。</p>
	<p>松本委員</p>	<p>私は前回申し上げた通り、地域の方向けのイベント開催といった活動ではなく、センターさんに収容された犬の性格診断をすることによって譲渡を支援する活動をしています。</p> <p>前回の協議会でも、収容犬があったらお声がけくださいとお願いしたところですが、幸い12月に3頭の犬の性格診断をすることができ、私自身にとっても大変勉強になりました。</p> <p>引き続き、センターさんに収容犬が入ったら是非お声がけくださいというの</p>

	が、変わらず私からの希望です。
今泉会長	ありがとうございます。動物愛護ふれあいセンターさん、今いろいろなお話がありましたがいかがでしょうか。
動物愛護 ふれあい セ ン タ ー・上野 主査	<p>推進員さんが経費の面で大変ご苦労されていることは、私どもも以前から聞き及んでいます。</p> <p>一つの方法としましては、今、市の関わりは後援が主ですが、市と推進員の共催であれば、イベント費用として予算計上することは可能と考えます。ただ、イベントを開催するにあたって大きな障壁は、センターが多忙であることです。法改正で飼養管理基準という新しいルールが制定されましたが、その対応状況を確認するための動物取扱業への立入検査がまずあります。さらに、本市は人口も多いので苦情相談対応も多い。負傷している猫がいればすぐに現場に行って保護して治療もしなければならない。一方で、職員を増やすのも難しいのが現状です。</p> <p>ただ、推進員さんはじめ市民との協働というものは今の大きな流れでもありますし、推進員さんと一緒にイベントを成功させるのは職員としても非常にやりがいがあることです。普及啓発活動は非常に大切に、多頭飼育崩壊や昨今の猫の殺傷事件もそうですが、子供たちに適切な普及啓発を行えば、将来の動物虐待の抑止につながると考えています。</p> <p>全体の業務とのバランスの中で、推進員さんと協力してイベントなど普及啓発活動を進めていきたいという願いは、我々も共有しているところです。</p>
今泉会長	はい。田中委員どうぞ。
田中委員	<p>普及啓発についてですが、まず、各区で区民まつりのようなイベントを実施しており、桜区では動物愛護のブースを設置して普及啓発をやっていただいています。区のイベントにはかなりの来場者がありますので、推進員さんもそうした機会を有効に活用していただくと良いと思います。</p> <p>次に、自治会には回覧板や掲示板があります。2月にはセンターさんからの狂犬病予防注射の周知ポスターを掲示しています。回覧板や掲示板の利用を自治会に依頼していただければ、普及啓発に有効だと思います。</p> <p>それから、ペットの災害対応についてですが、今後、避難訓練もコロナ前の形に戻って行くものと考えます。ペットの災害対策はなかなか進んでいない状況もありますので、推進員の方も一緒に防災訓練に参加していただければ普及啓発もさらに進むと思います。</p>
今泉会長	ありがとうございます。田中委員からご提案を頂きました。センターさんいかがでしょうか。
動物愛護 ふれあい セ ン タ ー・上野	<p>田中委員がおっしゃる通り、桜区の区民まつりのイベントでは、当センターのブースを設置し普及啓発を行っていますので、そういった機会に推進員の方にもご参加いただくのは良い方法だと思います。</p> <p>自治会掲示板や回覧板ですが、これまでも適正飼養の啓発チラシを回覧して</p>

<p>主査</p>	<p>いただいたり、狂犬病予防のポスターを掲示していただいたり、実際に協力をお願いしており、大変有効な広報手段の一つと認識しています。</p> <p>ペット防災につきましては、本市は地域防災計画上、全ての指定緊急避難所で一次的に同行避難したペットを受け入れることとしており、そのために避難所管理者にはペット専用スペースの設置、飼い主にはケージや動物用食糧の備えを啓発しているところです。ただ、そうした認識が浸透しきっていない実情もあり、避難所管理者や飼い主への啓発を継続しつつ、我々のマニュアルもより良くしなければなりません。防災訓練がコロナ前の形に戻りつつある中で、現状の課題を洗い出し、一つ一つ進めたいと考えています。</p>
<p>今泉会長</p>	<p>さいたま市の避難所のペット対応マニュアルは、私も協議会として改正のプロセスに参加しましたが、非常にレベルの高いものを作っていただいていると認識しています。今後さらにブラッシュアップされるのだと思いますが、それを住民の方などに正しく理解していただくためには、田中委員がおっしゃった防災訓練のような機会に、自治会さんとも連携を密にする必要があるでしょう。残念ながら、コロナで防災訓練に制限があり、ペット防災の啓発も進めにくかったと思いますので、また、これから具体的に進めていただければと思います。</p> <p>推進員さんとの連携について他にご意見は。はい、望月委員お願いします。</p>
<p>望月委員</p>	<p>他の推進員さんとの連携、協力や、バックアップを考える上の参考としたいので、市の他の推進員さんがどのような活動をされているのかを教えてください。</p> <p>それから、これは意見なのですが、センターさんは大変忙しいので、例えばイベントで、センターの職員さんでなければならない部分はあると思いますが、チラシを配るなど、職員さんでなくても良い部分では、推進員さんやその関係団体の方もボランティアで協力できるのではないかと思います。</p> <p>実際、私たちも埼玉県の推進員として県のイベントに参加し、啓発活動を行ったことがあります。何かしらセンターさんのお力になれることがあれば、と考えています。</p>
<p>今泉会長</p>	<p>ありがとうございます。推進員さんによって得意分野はそれぞれで、推進員さんと関係する団体もあり、横のつながりを作ることも大事だと思います。センターさんいかがでしょうか。</p>
<p>動物愛護 ふれあい センター・上野 主査</p>	<p>はい。現在、市の推進員さんは任期満了などもあり、松本委員と同じ動物専門学校のドッグトレーナーの先生方のみで、皆様、松本委員と同様に収容犬の性格診断の活動をされています。</p> <p>現在は野良猫の不妊去勢活動やペット防災等の普及啓発を中心にされている推進員さんは現在いらっしゃいませんが、過去にはいらっしゃいました。</p> <p>望月委員のご提案ですが、確かにイベントでチラシを配布するなどの部分では、推進員さんやボランティアの方のご協力を頂いてもいいのではないかと思</p>

	<p>いました。以上です。</p>
今泉会長	<p>はい。推進員さんだけがボランティア活動の全部を担う必要はなく、推進員さんの所属する団体の方や、例えば動物専門学校で学生さんにボランティアの募集をすることも良いかもしれません。</p> <p>松本委員、動物専門学校で学生さんへのボランティア募集は可能なものでしょうか。</p>
松本委員	<p>可能だと思います。もちろん、学校の掲示版ですので掲示物を貼るためには学校の承認が必要ですが、本校について言えば、学生への動物ボランティア募集に関する掲示物の承認が得られないことは考えにくいです。</p> <p>また、実際に12月にこちらのセンターで収容犬の性格診断をさせていただいたのですが、そのことに関心を持った学生が同行を希望したので、一緒にセンターに来て私が性格診断をする様子を見学したということがありました。そういう学生も出てきているので、今後もボランティア活動に関心を持ってくれる学生が増えるよう、お手伝いをして行きたいと思っています。</p>
今泉会長	<p>ありがとうございます。やはりセンターさんのマンパワーに限られる中で、イベントを成功させるためには人手が必要になる。そこで各方面にいらっしゃる推進員さん、ボランティアさんのお力を借りることができれば、深みのある良いイベントができるのではないかと思います。他に何か推進員さんとの連携の部分でありますでしょうか。</p> <p>【各委員：意見なし。】</p> <p>もし、無いようでしたら私から1点お伺いしたいのですが、前回の協議会で望月委員から子供たちへの普及啓発に力を入れたいというお話がありました。子供たちへの普及啓発は非常に大事ですが、望月委員の現在の活動はいかがでしょうか。センターさんへの具体的な要望などはありますでしょうか。</p>
望月委員	<p>はい。普及啓発活動についてはこれまで通り続けています。センターさんへの具体的な要望はありませんが、これまでのお話にもありましたように、さらにイベントの機会が得られればと思いますし、広報も広げていただけるとありがたいです。</p>
今泉会長	<p>ありがとうございます。災害対応、多頭飼育問題など色々と普及啓発すべきことがあります。中でも、子供たちに向けた動物愛護の普及啓発にあたっては、非常に重要であると同時に、子供の発達段階に応じた内容としなければならない難しさがあります。新しい学習指導要領では、道徳の授業の中でのちの教育が必須となりました。しかし、学校の先生がその対応に大変苦慮されていると聞き及んでいます。そういった部分でも推進員さんのお力が必要とされてくるのだと思います。いのちの教育において、今後、学校の先生方や教育委員会と推進員さんの連携が求められる場面も出てくると考えられますが、望月委員いかがでしょうか。</p>
望月委員	<p>はい。それは色々な形で協力ができると考えています。</p>

	<p>なかなか個人や団体として学校に呼ばれることはありませんが、私はボランティアとして埼玉県動物指導センター南支所の動物介在教育に参加したことがあります。子供向けのぬいぐるみや紙芝居などを使った授業もやりましたが、私たちはやはり犬を連れて行きたいと考えています。なぜなら、犬を使って授業をすると子供たちの反応が全く違うからです。また、経験上、私たちが主体で授業をするのではなく、事前に先生と打ち合わせをして、先生が主体として授業をする中で、私たちがいわば「教材」として実演をする形の方が良い授業になります。</p> <p>ただ、学校への犬の連れ込みには制限がある場合があります。動物が苦手あるいは動物アレルギーを持つ子供への配慮も必要です。また、学校は年間スケジュールが早い段階で決まっているため調整も必要になります。幸い、学校の先生のご尽力があって、そのような教室を開くことができましたが、個々の先生のお力によるところが大きく、この部分も難しい問題だと思います。</p>
今泉会長	<p>ありがとうございます。やはり子供への普及啓発にあたっては、行政側からの支援が非常に重要だと思います。</p> <p>はい、西村委員お願いします。</p>
西村委員	<p>私は、毎月、蓮田市で行われている犬猫さわり放題のイベントを手伝っています。そこは不特定多数の方ではなく、知り合い同士で繋がった方が参加する形で、とてもうまく運営されています。日頃から思いますのは、今の学校システムにおいて、実際に動物を使った教育を実施することは非常に難しいということです。学校に動物が入るとなればクレームを言う親が出る可能性もあります。一方、イベントであれば親の方でさわって良いと許可を出すので、問題になることはまずありません。</p> <p>それから、望月委員のように推進員さんが主体的にイベントを開催することも大切ですが、逆にセンターさんがイベントを主催して、そこに推進員さんのご参加をお願いする形であれば、センターさんの負担も減ると思います。そしてイベントではすき間時間ができますので、そうした時間に推進員さん同士の交流や情報交換も活発になります。</p> <p>このように、行政が推進員さんを上手く活用し、活躍していただく仕組み方を考えていただくことも大切だと思います。</p>
今泉会長	<p>ありがとうございます。確かに学校に動物が行くというのは難しい面があります。現在センターのふれあい事業はどのようになっていますか。</p>
動物愛護 ふれあい センター ・上野 主査	<p>センターのふれあい事業はコロナの影響で中止しています。制限緩和が進む中で、今後どのような形で再開するかを模索しているところです。今までは単に動物とふれあうだけでしたが、今後、譲渡促進を視野に入れて、その犬や猫がどうしてセンターに来ることになったのかを説明し、終生飼養についても啓発したいと考えていますが、まだ具体的なプランは検討段階です。</p> <p>西村委員からのご提案についてですが、動物愛護週間事業の動物ふれあいつ</p>

		<p>フェスティバルはセンター主催ですが、実際に催し物をしていただくのは動物愛護推進員の方や、動物愛護推進員の経験がある方をお願いしています。また、愛玩動物飼養管理士のグループの方や獣医師会の先生方にも催し物やブース出展をしていただいています。ご提案のように、フェスティバル以外にもセンターが企画・主催して、動物愛護推進員や動物関係団体に活躍していただくイベントも検討したいと思います。</p> <p>また、ボランティアさんのお話で申し上げますと、ふれあい事業は、コロナ前は動物専門学校が学生さんが土日に交代でボランティアに来ていただいていた。学生の皆さんはとても積極的で貴重な戦力となっていました。ふれあい事業の再開にあたって、またご協力をいただけるよう協議してまいります。</p>
	今泉会長	<p>ありがとうございます。センターさんにはふれあい事業という下地がきちんとありますので、現在中止しているふれあい事業を再開し、拡大していくということが一つの方法なのだ和西村委員のお話を聞いて思いました。</p> <p>もう一つ、センターさんの事業は、どうしても動物好きな人しか来ないので、そうでない方に啓発をしていくためには、やはり学校側、教育委員会と連携していくことも考える必要があるのではないかと思います。</p> <p>はい、西村委員お願いします。</p>
	西村委員	<p>私がお手伝いしている犬猫のさわり放題イベントでは、大きなピレネー犬がいます。子供たちを見ていると大きな犬も怖がらずどんどん触っている。中には苦手な子もいますが、犬が嫌いという小さい子供はあまりいません。</p> <p>動物とふれあう時、大人達はなにかと教育しますが、子供にしてみればそれはつまらない。犬をさわっても安心というのは子供にとっては最高に楽しいことなので、まずはそれで充分なのではないかと思います。普及啓発の面についてあまり難しく考えなくても良いのではないのでしょうか。</p>
	今泉会長	<p>ありがとうございます。まずはふれあい事業を再開していただいて、その後の展開は、段階を経ながら考える形がよいのではないかと思います。</p> <p>他にご意見ありますでしょうか。</p> <p>【各委員：意見なし。】</p>
議題4 その他	今泉会長	<p>では、最後に議題4、その他についてご意見ありますでしょうか。</p> <p>はい、田中委員お願いします。</p>
	田中委員	<p>動物の遺棄や虐待は犯罪であると認識しています。そこで、センターさんに質問ですが、現に遺棄や虐待が行われている場合、あるいはそれが疑われる場合の、それぞれの通報先の考え方について教えてください。</p>
	動物愛護 ふれあい センター	<p>現に遺棄や虐待が行われている場合は、おっしゃる通り明確な犯罪ですので、警察に通報することとなります。行政機関は一般に逮捕権や捜査権を持たず、犯罪に対処することができないためです。</p>

<p>一・上野 主査</p>	<p>一方、例えば多頭飼育で動物の状態が心配されるような、犯罪かどうか判別が難しい場合は、まず動物愛護ふれあいセンターにご相談ください。センターが調査を行って現状を確認し、虐待に該当する状況がないかを確認の上、必要に応じて警察への相談や告発を行います。</p>
<p>田中委員</p>	<p>分かりました。多頭飼育崩壊はできる限り早期に発見して、動物の状態が悪化する前に対処することが重要と考えますので、心配な事例があればすぐにセンターさんに相談することが大事ですね。</p>
<p>今泉会長</p>	<p>田中委員がおっしゃる通りで、多頭飼育を疑ったらまずセンターさんに相談することが大事になってくると思います。他にご意見ありますでしょうか。 【各委員：意見なし。】 ありがとうございます。では、本日の議事は以上で終了です。 委員の皆様、長い時間ありがとうございました。事務局にお返しします。</p>
<p>事務局 (岩永)</p>	<p>はい。今泉会長ありがとうございました。 本日の議事は、事務局で文字起こしを行い、3月中に委員の皆様にお送りしますのでご確認をお願いします。誤りがありましたらご訂正ください。全委員の確認が終わりましたらホームページ等で議事録を公表します。 また、現委員の皆様は、さいたま市動物愛護推進協議会の歴代において第8期の委員にあたります。任期は今年の8月までで、9月からは第9期委員による協議会が発足します。委員の再任は3回まで可能です。再任2回目までの委員には4月以降に再任意向を確認する文書をお送りしますのでよろしくお願ひします。 そして、岡井副会長、今泉会長は、現在が再任3回目ですので、8月をもって退任されます。次回の協議会は来年10月ごろを予定していますので、第8期委員の皆様が一同に会するのは本日が最後になると思われまふ。ここで岡井副会長、今泉会長からご挨拶を頂ければと思います。 【岡井副会長挨拶、今泉会長挨拶 一同拍手】 岡井副会長、今泉会長ありがとうございます。お二人にはコロナ禍の難しい状況の中、会長と副会長をお引き受けいただき、事務局としても願ひすることばかりでしたが、いつも快くご対応くださり助けていただきました。 皆様、今一度、岡井副会長、今泉会長に拍手をお願いします。 【一同拍手】 ありがとうございます。 事務局からは以上です。皆様お気を付けてお帰りください。</p>
<p style="text-align: center;">【散会】</p>	